

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり財政援助団体監査及び指定管理者監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年9月20日

新庄市監査委員 大場 隆 司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

一般財団法人新庄市体育協会の平成29年度の財務及び施設管理に関する事務の執行について

2. 監査の期間

平成30年8月21日から平成30年9月5日まで

3. 監査の方法

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

市補助金対象事業及び指定管理事業について監査した結果、予算の執行状況及び関係書類は計数的に正確であると認めた。また、業務の執行及び施設の管理運営についても概ね妥当であった。